

耐氷船の船体構造に関する事項

改正規則等

鋼船規則 I 編

鋼船規則検査要領 I 編

改正事項

耐氷船の船体構造に関する事項

改正理由

鋼船規則 I 編では、北バルト海のような冬季に結氷する水域での航行に耐える船舶（耐氷船）を対象とする規則として、Finnish-Swedish Ice Class Rules（以下、FSICR という）を取入れている。

この FSICR に関し、Finnish Transport Safety Agency（前 Finnish Maritime Administration）及び Swedish Maritime Administration は、耐氷船の船体構造及び船体艤装に関する規定を改正し、FSICR2010 として公表した。また、同規則の適用に関する指針（Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules）についても併せて改正された。

今般、FSICR2010 及び上記指針を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船体区域の分類に関する用語を改めた。
- (2) 設計氷圧に関する要件を改めた。
- (3) 肋骨の心距及び支点間距離の定義を改めた。
- (4) 耐氷帯範囲及び肋骨補強範囲を下方へ拡大するよう改めた。
- (5) 設計氷圧の見直しに伴い、外板（縦肋骨式構造）、横肋骨、縦通肋骨、耐氷縦桁及び特設肋骨に関する寸法算式を改めた。
- (6) 船首材、船尾材、曳航装置、ビルジキール、舵及び操舵装置に関する要件を改めた。
- (7) 操船上の注意事項に関する規定を改めた。